
プロジェクト	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
項目	情報要請の概要及びコメント・レターの基本的な方針

本資料の目的

1. 本資料は、本情報要請の概要及びコメント・レターの基本的な方向性を示すことを目的としている。

本情報要請の概要

(適用後レビューの手順と本情報要請の位置づけ)

2. IASB は、デュー・プロセスの一環¹で、2024 年 6 月より IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)の適用後レビュー(PIR)を開始した。
3. PIR は、次の手順で行われる²。
 - (1) 第 1 フェーズ: IASB は、IFRS 会計基準に関する団体及び関心のある利害関係者(IFRS 解釈指針委員会、IASB の諮問グループを含む。)の幅広いネットワークを活用して、検討すべき事項を識別する。
 - (2) IASB は、第 1 フェーズで識別した事項についての情報及び適用後レビューに関連性のあるその他の情報を利害関係者に求めるため情報要請を公表する(これには誰もが回答することができる。)
 - (3) 第 2 フェーズ: IASB は、公開協議から受けたコメントを追加的な分析及び協議から収集した情報とともに検討する。
 - (4) IASB は、発見事項及び今後の手順(もしあれば)を要約した報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。今後の手順には、委員会への事項の照会、要求事項の一貫した適用を支援する資料の提供又は基準設定の可能性の検討が含まれる可能性がある。

¹ IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックの第 6.48 項では、「審議会は、新 IFRS 基準書又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビューの実施を求められる。適用後レビューは、通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約 30 か月から 36 か月後である。」とされている。

² IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック第 6.50 項

4. 本情報要請は、前項(2)を実施するために公表されたものである。

(適用後レビューで識別された事項の優先順位)

5. 適用後レビューで識別した事項について何らかの対応を取るべきかどうか及びそれらの事項の優先順位を付ける方法は、適用後レビューを通じて収集した情報が次のことをどの程度示唆しているのかに応じて検討が行われる。

(1) 識別された事項が重大な影響を有している（例えば、実務の幅広い多様性が、利用者が趨勢を分析し企業の比較を行う能力に重要性がある影響を与えている。）。

(2) 識別された事項に広がりがある（例えば、さまざまな産業及び法域において頻繁に発生する取引に影響を与えている。）。

(3) 識別された事項が、IASB 又は IFRS 解釈指針委員会が対処できる財務報告上の論点から生じている（例えば、実行可能な解決策が存在している可能性が高い）。

(4) 対応することの便益がコストを上回ると見込まれる（変更による現行の実務の混乱及び運用コストの程度を、利用者にとっての当該事項の重要度に照らして考慮）。

6. 対応には、基準設定、IFRS 解釈指針委員会への事項の照会又は一貫した適用を支援するための資料の開発が含まれる可能性がある。IASB は、対応が必要ないという結論を下すこともあり得る。適用後レビューは基準設定プロジェクトではなく、自動的に基準設定に至るわけではない。

(本情報要請における質問の概要)

7. 情報要請では、次のセクションに分けて質問が示されている。これまでの他の IFRS 会計基準の適用後レビューにおいては、会計処理の領域別に質問が設定されていたが、本情報要請では、パッケージ・アプローチにより、情報の有用性の観点及びコストの観点で集約されて質問が設定されている。

8. 本情報要請における質問は、以下の6つである。

質問	焦点が当てられている領域	質問で求められている情報
1. IFRS 第 16 号の全体的評価 (審議事項(3)-3 参照)		IFRS 第 16 号に関する利害関係者の経験に関する情報及び当該基準書に対する全体的な見解が求められている。
2. 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・リース期間 ・割引率 ・変動リース料 	IASB が適用後レビューでさらに検討すべき領域として識別した事項に関する情報

質問	焦点が当てられている領域	質問で求められている情報
(審議事項(3)-4 参照)		が求められている (IFRS 第 16 号のすべての側面が取り扱われている訳ではない)。
3. 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性 (審議事項(3)-5 参照)		
4. 借手による測定の実務上の適用のための継続的コスト (審議事項(3)-6 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・割引率 ・リース負債の事後測定 	
5. 将来の経過措置の改善の可能性 (審議事項(3)-7 参照)		将来の経過措置の改善についての提案が求められている。
6. IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項 (審議事項(3)-8 及び(3)-9 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料減免の借手の会計処理 (IFRS 第 9 号「金融商品」との関係) ・セール・アンド・リースバック取引 (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」との関係) 	質問 1 から質問 5 では取り扱われていない IFRS 第 16 号の適用後レビューに関連性のあるその他の情報が求められている。

コメント・レターの基本的な方針

9. 前項の各質問項目に回答する際の基本的な方向性を検討するにあたって、次の点を留意することになると考えられる。

(1) ASBJ は、(IFRS 第 16 号と Topic 842 「リース」とでは、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの) 原資産の引渡しにより借手に支配が移転した使用权部分に係る資産 (使用权資産) と当該移転に伴う負債 (リース負債) を計上する使用权モデルにより、オペレーティング・リースを含むすべてのリースについて資産及び負債を計上するリースに関する会計基準を公表した。

このリース会計基準の開発にあたっては、(1)借手の費用配分の方法について IFRS 第 16 号との整合性を図り、(2)国際的な比較可能性を大きく損なわせない反映で代

替的な取扱いを定める、又は、経過的な措置を設けるなど、実務に配慮した方策を検討することとした。

この点、仮に IFRS 第 16 号と整合している取扱いに関して、本情報要請に対するコメントを通じた IASB への提言を行うことは、リース会計基準の改訂に関する議論を生じさせる可能性がある。

- (2) IFRS 第 16 号の要求事項のうち、特に、借手による判断の適用（前項に記載の質問 2 に関連）に関しては、多くの時間と労力が費やされ、会計方針等や判断基準が決定されたと考えられる。また、IFRS 第 16 号の適用初年度から 5 年近く経過しているため、企業で策定された会計方針や判断基準の下で、実務が定着している状況にあると考えられる。

このような状況下において、本情報要請に対するコメントを通じて IASB へ提言を行った結果、IASB が IFRS 第 16 号を改正する（又は追加的なガイダンスの開発を行う）場合、IFRS 任意適用企業（及び監査人）は、改正された要求事項を適用するための追加的な時間と労力が必要になる可能性がある。

- (3) 一方、日本基準の開発において、セール・アンド・リースバック取引については、我が国の関係者の意見も踏まえ会計上の考え方を比較考量した結果、Topic 842 と同様の会計処理を定めることとした。この点、仮に本情報要請に対するコメントを通じて IASB へ提言を行った結果、IASB が IFRS 第 16 号を改正する場合、IFRS 任意適用企業においては、改正への対応が必要になると考えられるが、会計上の考え方にかかわるものであり、セール・アンド・リースバック取引は日常的に行われるものではないと考えられるため、本情報要請に対するコメントに含めることで、IFRS 第 16 号の改訂を求めていくことが考えられる。

また、サブリース取引に係る会計処理については、仮に本情報要請に対するコメントを通じて IASB へ提言を行った結果、IASB が IFRS 第 16 号を改正する場合、IFRS 任意適用企業においては、改正への対応が必要になる場合もあると考えられるが、リース会計基準の開発時に我が国の関係者から会計上の考え方の整理が求められたことも踏まえ、本情報要請に対するコメントに含めることにより、IFRS 第 16 号における会計上の考え方の整理を促していくことが考えられる。

10. 前項の留意点を踏まえ、本情報要請の質問に対する回答に含める現行の IFRS 第 16 号の要求事項の問題点として提起する内容は、次のとおりとすることが考えられる。

- (1) リース会計基準と IFRS 第 16 号との間で取扱いが整合している要求事項については、前項(1)及び(2)を踏まえ、リース会計基準に対する影響も含め、識別された問題点に広範な影響があり、これまでに定着している実務の変更を伴う可能性を考慮してもなお指摘すべきと考えられる内容に限定することが考えられる。

- (2) 前項(3)については、本情報要請に対するコメントに含めることで、IFRS 第16号の改訂を求めることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

コメント・レターの基本的な方針についてご意見をいただきたい。

以 上